

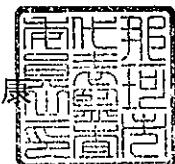


那珂市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成25年度財政援助団体等監査の結果について別紙のとおり公表します。

平成25年8月20日

那珂市代表監査委員 萩 谷 真



那監第32号
平成25年8月20日

那珂市長 海野徹様

那珂市議会議長 福田耕四郎様

那珂市代表監査委員 萩谷眞康

那珂市監査委員 加藤直行

平成25年度財政援助団体等監査報告書

地方自治法第199条第7項の規定により実施した平成25年度財政援助団体等に対する監査の結果について、同条第9項の規定により、次とおり報告いたします。

1 監査対象団体及び実施日

監査対象団体	所管課	予備監査実施日	本監査実施日
社会福祉法人 那珂市社会福祉協議会	社会福祉課	7月4日(木)	7月19日(金)
公益社団法人 那珂市シルバー人材センター	介護長寿課	7月2日(火)	7月19日(金)
那珂市商工会	商工観光課	7月3日(水)	7月19日(金)
那珂市体育協会	生涯学習課	7月4日(木)	7月23日(火)
那珂市連合民生委員児童委員連絡協議会	社会福祉課	7月2日(火)	7月23日(火)

2 監査の内容

当市では、市民の多種多様な要望に対応するため、各種事業、団体等に対して補助金等の財政援助を行っている。そこで、平成24年度に補助金等を交付した一部の財政援助団体について、補助金が交付目的及び事業計画に基づき適正かつ効果的に執行されているかを主眼として、対象団体から会計帳簿、決算書等の提出を受け、各団体事務所において照合及び質問により、予備監査及び本監査を実施した。

3 監査結果

補助金等に関する会計帳簿、決算書等の関係書類を照合したところ、補助金等にかかる収支の会計処理は適切に行われており、補助金等の目的、金額、時期及び手続き等も適正であると認められた。

4 意見

各補助団体においては、今後とも、補助金等が市民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれているものであることに留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を遂行するよう努められたい。

また、各補助団体担当課においては、各補助団体が補助事業等を遂行する際に使用する施設及び備品等の維持及び管理の状況もあわせて把握し、補助金等が公正かつ効果的に使用されるよう努められたい。